

2 本間 勝美 議員

- 1 町の道路・歩道の景観について
- 2 新型コロナウイルス感染症対応と学校教育全般の現状について
- 3 岩内町における通級の現状について



1 町の道路・歩道の景観について

令和3年度に町道薄田通りが全面改修され、道路・歩道も完全舗装され、さらには道道3・4・3号停車場通も一中まで道路・歩道も同様に令和3年7月20日までに完全整備される予定です。毎日通学路として利用する生徒や朝夕の散歩コースとして多くの町民が利用しています。景観も素晴らしく歩道幅も広く安全・安心に歩くことができるようになりました。

しかし、町内の国道、道道、町道など様々な歩道に緑地帯が設置されて、植樹や花などで綺麗に整備されている場所や雑草が生い茂っている場所など様々です。そこで伺いますが、

- 1、この緑地帯設置にかかわって、国道、道道、町道の設置基準がありますか。
- 2、新しく整備された町道薄田通り、道道3・4・3号停車場通の植樹などの計画や維持管理は、どのようになっていますか。
- 3、道道3・4・3号停車場通は、一中生の通学路にもなっていますが、横断歩道や信号機の設置はどうなりますか。また、冬期間の除雪や街路灯など安全対策は十分でしょうか。

【答 弁】

町 長：

1 項めは、国道、道道、町道の緑地帯の設置基準はありますか、についてであります。

緑地帯につきましては、道路構造令において植樹帯と定義されており、道路構造令第11条の4により、都市部で計画交通量が多い第4種第1級及び第2級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りではないと規定されており、国道、道道、町道いずれにおいても、道路構造令の規定に準拠しているものと認識しております。

2 項めは、町道薄田通り、道道3・4・3停車場通りの植樹などの計画や維持管理はどのようになっていますか、についてであります。

町道薄田通りについては、中木のナナカマド、低木のニシキギを施工する計画であり、既に工事に着手しております。

また、工事完成後は植栽の生育状況に応じて、委託業務等で適正管理に努めてまいります。

また、道道につきましても、植樹帯には植栽が行われ、適正に管理がなされるものと考えております。

3 項めは、道道3・4・3停車場通りの横断歩道や信号機の設置、また、冬期間の除雪や街路灯など安全対策は、についてであります。

第一中学校の通学路でもあります道道3・4・3停車場通りの横断歩道や信号機の設置につきましては、平成27年10月に、教育委員会から岩内警察署に対して要望しておりましたが、現時点では設置される予定がないと伺っておりますので、教育委員会、警察、道路管理者などで構成する岩内町通学路安全推進会議において、課題を共有し、交差点における横断歩道の設置に向けて、今後も継続的に、北海道公安委員会に対して要望を行ってまいります。

また、冬期間の除雪や街路灯など安全対策については、小樽建設管理部共和出張所において、今後も引き続き児童生徒の通行に支障が無いように対応すると伺っております。

< 再 質 問 >

中木のナナカマド、低木のニシキギを施工する計画とありますと答えております。

- 1、岩内町の木、ななかまど、花、ハギが指定されています。指定されてるのであれば、そのような花や木をもっと積極的に植樹すべきと考えますが、どうでしょうか。
- 2、管轄が違うので、町として入り込めない道道の部分なんですけども、せめて一中前の緑地帯の両側6か所程度と調べておりますけども、花で飾る取り組みは考えられないのか。花回廊として四季折々に咲く、チューリップ、芝ザクラ、ひまわり、コスモスなど、毎日すがすがしい気持ちで登校し花に癒されたいと思いますが、積極的な働きかけはできないものか。
- 3、岩内町通学路安全推進会議において、課題を共有し、交差点における横断歩道の設置に向けて、今後も継続的に北海道公安委員会に対し要望を行ってまいりますと回答しておりますが、道路が良くなれば、心理的にドライバーもスピードを出しやすくなります。特に、一中前のパノラマラインは、これからは二輪車のツーリング、観光客の自家用車の増加が見込まれます。事故が起きてからでは遅いと考えますが、横断歩道や信号機設置につきまして、再度答弁願います。

【答 弁】

町 長：

1 項めは、岩内町の木、花が指定されているのであれば、そのような木や花をもっと積極的に植樹すべきについてであります。

町木、町花については、認識しているところではありますが、道路における植樹帯につきましては、道路構造令により樹木をバランス良く配置することで、良好な公共空間の形成を確保するよう規定されていることから、植生の特性に配慮しながら、樹種について選定しております。

2 項めは、一中前の緑地帯両側 6 か所程を花で飾る取組みを、積極的に働きかけはできないものかについてであります。

植樹帯に植栽する工事については、北海道が実施することとなりますが、植樹帯に花を植える取組みについては、主体となる団体が申請者又は協議者となり占用等も含め道路管理者である北海道に協議が必要となりますので、こうした取組みを希望する団体等が有る場合は、北海道へ取り継ぎして参りたいと考えております。

3 項めは、横断歩道や信号機設置について事故が起きてからでは遅いと考えますがについてであります。

道路整備の計画段階から、交通環境の変化について危惧していたことから、これまでも岩内警察署や北海道公安委員会に対して要望を行ってきたところであり、今後におきましても、教育委員会、警察、道路管理者などで構成する岩内町通学路安全推進会議において、課題を共有し、交差点における横断歩道の設置に向けて、継続的に、北海道公安委員会に対して要望を行ってまいります。

2 新型コロナウイルス感染症対応と学校教育全般の現状について

昨年2月中旬からの新型コロナウイルス感染症の拡大が進み、なかなか収束が見えません。現在も、道内、後志管内の学校では子どもたちの学びを最大限に保障するため、地域の状況を踏まえた感染対策を講じて教育活動を継続しています。このような中、授業中や課外活動中など注意力散漫から大きな事故やけがにつながるケースが増えてくると思います。一方、本年4月24日体育館の壁に設置されているバスケットゴールが落下し顔にケガ、北九州での件です。4月27日グラウンドに設置されている防球ネットの木製の支柱が折れ小6男児が死亡、宮城、など全国的にも報道されています。

そこで伺いますが、

- 1、同様の施設が岩内町でもあると思いますが、安全点検など、どのような対応をしましたか。
- 2、各学校はかなりの老朽化が進み、安全対策が不十分だと思います。実際、東小学校児童玄関横、歩道に面している金網フェンスは破れて、スズランテープで補修されています。さらには、児童玄関、職員玄関、体育館入口の玄関の破損もあまりにもひどい状態です。学校より改修要望は、あがっているのか。各学校の安全点検は、教職員の目視による点検や報告で終わっていないのか。このような現状を、町としてはどのように考えますか。
- 3、6月4日の記録的暴風雨の影響で東小学校の校舎の山側に面した1階から3階で雨漏りが発生し、教室ではバケツや雑巾で対応したと聞いております。この原因と対応はどのようになっていますか。さらには、音楽室では雨漏りがひどく、応急措置でシートを天井にはり、水を集めホースで溜める仕組みとなっております。このままの状態はいつまで続くのでしょうか。
- 4、これまで文部科学省が作成した衛生管理マニュアルに基づき何度かの改定を経て学校では感染症対策を実施しています。学校現場は、本年4月からは新しい生活様式のもと、可能な限り教育活動を継続して行っております。

国の緊急事態宣言の延長に伴って6月1日から6月20日まで全道を緊急事態措置の対象としています。学校現場は、中体連活動は学校が認めた場合活動をしています。さらには、全道大会への参加も認めています。このような状況の中、春先の高校生の部活動から複数の感染者の発生が報告されています。変異株についてはどの年齢であっても感染しやすい可能性があると言われております。最近では、感染力が強く、重症化のスピードが速いとされる新型コロナウイルスの変異株が主流となってきています。宣言明けの6月下旬からは、中学生の部活動も活発になり、全道大会参加から人流拡大に伴う、感染拡大が懸念されます。

そこで伺います。

- ①、新聞報道されている全道各幼稚園、小中学校のクラスター発生では、学校・学年・学級閉鎖などの措置が取られています。後志管内でも余市町、黒松内町など公表されていない場合もありますが、小中学生に確実に感染がひろがっています。最悪な場合のシナリオを想定して、岩内町で小中学生の感染者が出た場合の対応はどのようになっていますか。
- ②、大会に参加した生徒や引率教諭の登校や勤務はどのようになりますか。
- 5、いまだ収束をみない新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、子育て世代

における家計への影響も大きく、経済的負担も厳しい現状があります。
そこで伺います。

他町村でも実施されていますが、岩内町における小中学生の学校給食の支援策として、3から5か月程度を補助する方法は、考えられないか。

【答 弁】
教 育 長：

1 項めは、設備の安全点検についてであります。

バスケットゴールなどの安全点検につきましては、日常的に学校職員が、目視などによる点検を実施しておりますが、このたびの事故発生を受け、教育委員会職員による目視や、触診、並びに作動状況などの点検を実施し、安全性を確認しております。

また、各学校に対しましても、文部科学省や北海道教育庁からの通知に基づき、継続的かつ計画的に点検を行い、事故の発生防止に努めるよう、改めて周知徹底を行ったところであります。

2 項めは、老朽箇所に対する安全対策についてであります。

学校における老朽箇所の安全対策につきましては、学校が作成した点検表に基づき、定期的に点検を行い、異常を発見した場合には直ちに教育委員会へ報告する体制を整備しております。

この報告や改修要望を受けて、教育委員会職員が現場の確認を行い、緊急性や影響範囲などに応じて、随時、対処方法を検討し、対応しているところであります。

また、新年度の予算を策定するにあたり、各学校の要望、修繕箇所を確認し、優先順位を見極めながら進めているところであります。

ご指摘の箇所についても把握しているところでありますが、新しい学校の建設の状況を見据えた中で、計画的な改修等について検討することとしております。

3 項めは、校舎の雨漏りの対応についてであります。

東小学校の校舎の雨漏りにつきましては、その都度、業者による調査を実施しておりますが、原因の特定には至っておらず、屋上防水や窓サッシの劣化、外壁のひび割れなどによる雨水の浸水が原因と推測されます。

この解消につきましては大規模な改修が必要となり、さらに、多額な費用を伴うことから、必要となる箇所につきましては、部分的に、簡易的な処置を行っているところです。

しかし、子どもたちが一日の大半を過ごす場所であることから、新たな学校建設も視野に入れた中で計画的な改修等を検討してまいります。

4 項めのはじめの小中学生の感染者が出た場合の対応についてであります。

小中学生の感染者が発生した場合は、感染者のプライバシーに最大限の配慮を行いつつ、文部科学省から示されております、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式に基づき、保健所の指導や学校医の助言などを踏まえ、後志教育局とも協議を行い、学級閉鎖や学年閉鎖、さらに臨時休業等の検討を行い、判断いたします。

また、保健所と連携し、校内の消毒を実施するなど感染症拡大防止に努めることとしております。

次は、大会に参加した児童生徒や引率教諭の登校や勤務についてであります。

緊急事態宣言中の対応といたしましては、管外での中学校体育連盟主催の大会などに参加した生徒及び引率教員につきましては、北海道教育庁からの通知において、開催地の感染状況を踏まえ、大会後、参加生徒については3日程度休養するよう努めること、引率教員については3日程度、可能な限り、生徒や他の教職員との接触を減らすなどの感染症対策に万全を期すこととされてお

ましたが、緊急事態宣言解除後は、引き続き、健康観察を続け、健康管理に留意し、感染症対策を講じていくこととしております。

5項めは小中学生の学校給食の支援についてであります。

教育委員会といたしましては、新型コロナウイルス感染症に係る対策として、保護者への経済的支援策についても検討したところではありますが、学校内の感染防止対策が最も重要と判断し、手洗い場の工事や、空気清浄機の設置などの整備を進めており、現時点においては学校給食費の支援については考えておりません。

しかしながら、経済的に生活が困窮している世帯を対象に、給食費などをはじめとした就学援助扶助制度があることから、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、経済的に生活が困窮している世帯についても制度の対象となることから、同様に対応してまいります。

< 再質問 >

1、2と3の老朽箇所に対する安全対策と校舎の雨漏りの対応について、老朽化の安全対策につきましては、学校が作成した点検表に基づき、定期的に点検を行い、異常を感じた場合には、直ちに報告する。この報告や要望を受けて、教育委員会職員が現場の確認を行い、緊急性や影響範囲などに応じて、随時、対処方法を検討し、対応している。校舎の雨漏りはその都度、業者による調査を実施しているが原因の特定には至っていない。また、新年度の予算を策定するにあたり、各学校の要望、修繕箇所を確認し、優先順位を見極めながら進めている。ご指摘の箇所も把握していると回答しております。

①毎年、学校現場は、来年度の予算要望で安全点検や景観、利便性など考慮し、営繕、修理を教育委員会に提出していると思います。今回質問した、金網フェンス、体育館玄関、職員玄関、児童玄関タイルの破損、音楽室も含めた各教室の雨漏りなどの営繕修理は、平成何年度頃から出されて、教育委員会の把握はいつ頃ですか。雨漏りは、特に今年がひどかったと聞いていますし、電気周りの雨漏りは非常に危険と考えます。緊急性が高いと考えます。このまま放置するのですか。

2、5の小中学生の学校給食の支援について感染症対策として保護者への経済的支援策も検討したと回答していますが、小中学生の毎月の給食費の金額は、要保護、準要保護世帯を除けば、対象児童生徒数は何人か。金額にしてひと月総額いくらか。3か月から5か月の金額は試算はいくらくらいになるのか。

【答 弁】
教 育 長：

1 項めは、学校からの予算要望の把握についてと、雨漏りへの対応についてであります。

体育館玄関や職員玄関などのタイル破損や、各教室の雨漏り、金網フェンスにつきましては、おおよそ、平成20年度頃から出されており、その都度、業者による調査を実施するとともに簡易的な処置を行ってまいりました。

雨漏りへの対応については、大規模な改修が必要となる場合もあり、さらに、多額な費用を伴うことや、新しい学校の建設状況を見据えた中で、計画的な改修等について検討することとしておりますが、関係部署との協議も必要となることから、次年度以降の改修となる可能性もあるものと考えております。

2 項めは、小中学生の毎月の給食費の金額についてであります。小学生は毎月4,600円、中学生は毎月5,100円、要保護、準要保護世帯を除いた対象児童生徒数は542人、金額は1か月約258万2,000円、3か月から5か月の試算は、約774万5,100円から1,290万8,500円となります。

< 再々質問 >

金網フェンスの件です。これはある程度、緊急度が私は非常に高いと判断しますので、本年度中の修理できないものかどうか、再度検討して欲しいと思います。

【答 弁】

教 育 長 :

東小学校の金網フェンスにおきましては、議員おっしゃるとおり緊急度の部分については大きいのかなと考えております。ただ、どういたしましても、多額な費用等かかる場合もございます。そこら辺につきましては、関係部署と協議しながら、次年度以降の部分はあるのかもわかりませんが、随時、積極的な形でできるような方向で考えていきたいと思っております。

3 岩内町における通級の現状について

令和2年度までは、岩内町における通級、ことばの教室は、西小学校のみに設置され、東小学校の児童が放課後親の責任で通級する仕組みとなっていました。

令和3年度からは、西小学校の通級、ことばの教室担当教諭が東小学校にも出向いて指導する仕組みになったと聞いております。子どもや親の通級負担が軽減し、大変喜ばしいことだと教育委員会や学校の素早い対応に敬意を表します。

そこで伺いますが、

- ①令和3年度は、具体的にどのような指導内容や指導方法になったのか。
- ②令和3年度は、西小学校、東小学校の通級利用の人数は何人か。
- ③通級を利用する申し込み方法はどのようになっていますか。
- ④毎年10月上旬から、来年度の小学校入学予定児童の就学時健康診断を実施しています。実施内容に言語検査がありませんが、どのような理由からですか。どのように対象児童を把握しているのか。

【答 弁】
教 育 長 :

1 項めは、令和3年度の指導内容と指導方法についてであります。

言語通級指導教室、通称ことばの教室につきましては、言葉発達の遅れなど、言葉の個別指導が必要とされる児童に対し、その症状や程度に応じた指導を行い、問題の解消や軽減、改善を図ることを目的としております。

したがいまして、指導につきましては児童一人一人に合った適切な内容となるよう、保護者や小学校担任などとの連携を密にし、児童の特性の把握に努め、指導を行っております。

さらに、西小学校に配置している専任の教諭に加え、今年度からは、東小学校、西小学校の特別支援を担当している教諭が相互に協力し、一人一人に合った指導方法などについて検討を重ね、個別指導計画を作成し、適切な指導を行うよう取り組んでおります。

2 項めは令和3年度の利用人数についてであります。

本年5月末時点での利用人数につきましては、西小学校3名、東小学校1名、合わせて4名であります。

3 項めは通級利用の申し込み方法についてであります。

申し込み方法につきましては、所定の申込書を在籍する小学校、幼稚園、保育所などを通じて、教育委員会へ提出していただくとともに、就学時健康診断においても、ことばの教室について説明し、相談を受け付けております。

4 項めは就学時健康診断で言語検査をしていない理由及び対象児童の把握についてであります。

就学時健康診断における言語検査の実施につきましては、一度に多くの児童が集まることから、個別にことばの発達状態の確認を行うことが難しいため、適切に検査をすることができないものと考えております。

なお、言葉の指導を必要とする児童につきましては、保護者からの相談及び保育所などとの連携により把握するとともに、必要がある場合は、ことばの教室の担当教諭などの協力をいただきながら、把握に努めてまいります。

いずれにいたしましても、教育委員会といたしましては、児童の健やかな成長のため、保護者や小学校、保育所などと連携し、言葉の指導を必要とする児童に対して適切な指導を行うことができるよう取り組みを進めてまいります。

< 再 質 問 >

回答では西小職員2名体制で指導にあたるとして回答していますが、通級指導教諭は、特別支援免許状を保有していますか。町において、免許外教諭を認めているのであれば、研修など積極的に受講させるとか、人事異動で免許外を解消すべきと考えますが。さらには、将来義務教育学校の設置に向けて人事権限は北海道教育委員会にあるので後志教育局に働きかけて人材確保に努めていくとありますが、通級指導も含め特別支援教育の免許保有者を積極的に確保すべきと考えますがどうでしょうか。

【答 弁】

教 育 長：

通級指導教諭は、特別支援教諭免許状を保有していますかについてであります。担当教諭2名のうち1名については養護学校教諭免許を保有しており、もう1名については、特別支援に係る免許状は保有していませんが、研修等を積極的に受講させるよう勧めながら免許取得についても働きかけております。

また、義務教育学校に向けた人材の確保につきましては、特別支援の児童生徒数及び学級数に応じ、特別支援教育の免許保有者をできる限り配置するよう北海道教育委員会及び後志教育局に働きかけてまいります。